

- 【表紙】
- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長 殿
- 【提出日】 平成28年3月31日提出
- 【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社
- 【代表者の役職氏名】 取締役社長 白川 真
- 【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
- 【事務連絡者氏名】 山村 政
連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
- 【電話番号】 03-5555-3111
- 【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】 中期国債ファンド
- 【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券の金
額】 継続申込期間（平成28年2月20日から平成29年2月24日まで）
100兆円を上限とします。
- 【縦覧に供する場所】 該当ありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年2月19日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の記載事項を、信託財産留保額の撤廃に伴い新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出致します。

．【訂正の内容】

（ 下線部 _____ は訂正部分を示します。 ）

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

4 【手数料等及び税金】

(2) 【換金（解約）手数料】

< 訂正前 >

< 略 >

信託財産留保額

取得日から起算して一部解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の一部解約の場合、信託財産留保額（1万口につき10円）を、一部解約金の中から差引き、信託財産に返戻させていただきます。

< 訂正後 >

< 略 >

信託財産留保額

ありません。

第2 【管理及び運営】

2 【換金（解約）手続等】

< 訂正前 >

< 略 >

受益者は、一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

販売会社が、受益権の分割の日から当該請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日に満たない受益権について一部解約の実行の請求を受付けた場合には、当該解約口数に応じて1万口につき10円の信託財産留保額を当該請求にかかる受益者の負担とし、原則として当該請求受付日の翌営業日に、一部解約金中から徴し、信託財産に対し返戻するものとします。この場合において収益分配金の再投資にかかる受益権については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益権の分割された日に分割されたものとみなします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができるものとします。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

受益者は、一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができるものとします。

< 略 >